

地方改良運動と青年政策

金 宗 植

はじめに

地方改良運動は、内務官僚や文部官僚によって推進された国民統合政策であり、青年政策は、その一環としてのものであった。本稿の目的は、日露戦後の青年政策における青年団体の性格づけについて、官僚側の政策意図を究明することにある。ここで研究の対象とする青年は、小学校卒業後、上級学校に進学せずに、職業に従事している人であり、青年政策は、このような青年に対する政策、または青年団体に対する政策を意味する。

地方改良運動の青年政策に対する官僚の意図は、主として宮地正人⁽¹⁾氏の研究によって解明されている。宮地氏は国民統合の視点から、官僚が村落共同体的秩序的青年団体を、天皇制国家の体制の中で国家意識と天皇制イデオロギー浸透の強力な推進主体として再編成した、と位置づけた。青年団体の国民教化に重点を置いたのである。

宮地氏の研究を受けるかたちで進められた、青年団体に対する各地域の事例研究は、青年団体の実態を分析し、その事業的性格を指摘している⁽²⁾。すなわち青年団体を「公共的諸事業への参画を通して、困窮した町村財政を下から支えるよう位置付けた所」⁽³⁾に、その事業的性格をうかがえることができると評価を下している。

しかし事例研究で明らかになった青年団体の事業的性格は、宮地氏の研究においては、青年政策に対する官僚の意図としては読みとることができない。その理由は、宮地氏が国民統合の視点から、青年団体とその教化事業を位置づけたことで、官僚側の意図を、当面の政策課題を通じては位置づけられていないことにあると思われる。すなわち事例研究と宮地氏のズレは、宮地氏が政策論に偏して実態論を疎かにしたというより、官僚側の政策意図を青年と青年団体に求めている理念にあわせたことで、その理念を生み出す政策課題との関係を明らかにできなかった点にあると考えられる。

地方改良運動と青年政策における内務省と内務官僚の主導性と言う

までもないが、本稿は、あえて内務省と文部省を対比することで、国家官僚が求める青年と青年団体の性格を明らかにしたい。

第一章 内務省と青年団体

第一節 内務省の地方改良事業

日露戦時下の内務省は、国内における戦争支援体制の構築をねらって、戦時の地方行政の綱領ともいえる八項目を挙げていた。その内容は(1) 拳国人心の作興、(2) 自治庶般の整善、(3) 地方教化の発展、(4) 殖産事業の作興、(5) 交通事業の施設、(6) 軍資金の醸成、(7) 軍需品の提供、(8) 勤儉力行の淬励であった。⁽⁴⁾このような地方行政の綱領は、各地方における銃後活動の奨励を通じて具体化された。銃後の活動は、出征軍人の見送り、出征軍人家族の慰安と救護、戦死傷病兵の弔問慰問、軍需物資の供出、国債の応募など多方面にわたるものであった。

内務省が青年団体への関心を明らかにしたのは、明治三十八年四月、内務大臣芳川顕正が戦時中の地方を巡察し、その結果を同年七月「時局の地方経営と内務大臣巡視談」という小冊子として発表した中で、青年団体の銃後活動を述べたことにはじまる。その視察中に芳川は、広島で山本瀧之助から青年団に関する報告を受けた。山本に直接報告を受けたのは随行書記官で地方局府県課長の井上友一であった。井上は地方改良運動の理論的指導者として知られていた。

内務省はその後、明治三十八年九月二十九日、内務省地方局長名で地方長官に対し地方青年会の向上発達に關し通牒を發した。この通牒は青年会に關する内務省最初の公文であった。

近來各地方青年会ナルモノ勃興シ将来ヲ囑スヘキモノ少カラス之レ蓋シ時局ニ感激シテ蹶起セルモノ多キニヨルヘキモノヲシテ時局ト終始セシムルカ如キコト之レアリテハ之遺憾ノ次第二付キ益、勸奨誘掖永久ニ好成績ヲ収メ候様御督励有之度就テハ此際左ノ事項御取調御回報有之度此段照会旁々申進候也

一、(市町村ニ關スル事項)

一、(略ス)

一、青年会ニシテ他ノ模範トナルヘキモノ、組織事業ソノ他(既ニ報告ノ分ハ之ヲ除ク)⁽⁵⁾

内務省は日露戦争の銃後活動を通じて青年団体の活動に注目し、青年団体の活動を一回的活動ではなく、連続性をもつ活動にするために、まず調査と、模範事例の発掘に乗り出した。しかし青年団の具体的な活動方向については触れていなかった。

内務省の通牒を受けて、官報には山本が整理した三十八の青年団体の模範例が乗せられた。たとえば山本は、新潟県刈羽郡北鯖石村畔屋青年俱樂部が農事短期講習会、郡内訪問、風紀振肅(喫煙、賭博、料理屋出入厳禁)、国債応募、出征家族助耕をしたこと、広島県沼隈郡各町村青年会が夜学会開催、軍需品調達、農事講習、国債応募、共同貯金、恤兵献金、出征者慰問、家族助役、難破船救助、共同養蚕、隣保相助、賭博取締、運動会開催をしたことを、紹介していた。⁽⁶⁾彼は青年団体の日露戦争中の銃後活動とともに、教育、事業などの青年団体の幅広い活躍を紹介することで青年団体の新しい発展可能性を示していた。

周知のように、日露戦争は、国民に銃後活動とともに、重い増税の負担をかけることになった。日露戦争の二〇億円に上る戦費調達のた

めに、大増税と経費縮減が実施された。明治三十七年二月の内務省地方局長は、地方長官に対して軍事費のために非常特別税による増税とともに、「府県その他の公共団体の附加税を制限し、地租の附加税に於て約一千万円を軽減せしむ」⁽⁷⁾地方経費緊縮の方針を伝えた。地方税の軽減は、具体的に道路の修繕・庁舎校舎の改築などを差し控えるとか、学校の授業を二部制にするなど公共の事業に影響を及ぼした。日露戦争により膨張した財政は、戦後にも軍拡と新しく獲得した植民地経営のために、戦時増税を続ける状態をもたらした。これは地方自治団体とくに、市町村財政を困難に陥れることになった。

内務省は、このような状況に対応するために、明治三十八年十月『地方自治ノ指針』を発表してその対策を示していた。この指針は、(1)当局者の奮励、(2)公共心の發揮、(3)自治事務の整善、(4)生産事業の振興、(5)教化事業の作興、(6)基本財産の蓄積、(7)市町村是の実践、(8)勤儉力行の勸奨、(9)良風善行の奨励の九項目を提示している。⁽⁸⁾内務省の地方に対する関心は、戦時中の銃後活動から、戦後の膨大に拡大された国家財政を負担できる基盤の構築と、国家財政の拡大により縮小された地方財政を補充する地方自治体の態勢を整えることに移行しつつあった。大島美津子氏は、日露戦争を契機に進められた地方自治体強化政策として、官僚的統治を支える基礎的行政機関たる町村の行政機能を強化しようとする方向と、国民的統合を支える基礎的融和団体たる町村の自治機能を住民の自発的参加を求めて強化しようとする方向と、一見相反する二つの方向を表裏一体として進めた点に特徴があると指摘している。⁽⁹⁾

内務省の地方政策は、市町村の合併や部落有林野の統一などを通じて市町村の行政整理と財産を造成することで地方財政支出の合理化と

地方財源の拡充をはかる行政面の対応策と、直接住民の生産活動を奨励することで担税能力を高めることと財政支出部分を直接住民に負担させる住民への対策という、両方面からのものであった。とくに住民への対策は、市町村民の自発性を呼び起こすことであつた。とくに、地方行政における住民の自発的な協力の求めは、日露戦争以前にも存在したが、戦争中の銃後活動をきっかけにさらに意識的になされることになったのである。

明治四十一年四月九日地方官会議で原内務大臣は、住民の自発性を促すことについての訓示を述べている。

事業の経営に際して先づ必要なるは、財政の整理に在り。多年財政の困難を極めたる団体にして、滞納の弊を矯め、負債の整理を図り、一致協同して其復興に力を致せし結果、竟に整理の実を挙げ、却て民力の余裕を見るに至りたるもの、地方亦其事例に乏しからず。殊に地方自治の経営は、必ずしも多額の公費を要せず、又敢て公費の支出を求めざるも、尚克く地方共同の力に依て、之か遂行を見たるもの少なからず。即ち民心を一新して、地方一般の勤勞進取の風氣を奨め、又団体を通じて一致協同の精神を作興し、相率ひて公共の事に尽力せしむるは地方の發達を期する上に於て、極めて必要の事なりとす⁽¹⁰⁾

内務省は地方自治体の財政の窮乏を、住民の自発性に基づく「地方共同の力」により、「公共の事に尽力」する態勢を作ることによって、乗り越えようとしたのである。住民の自発性を誘導するために、床次竹二郎内務省地方局長は、日露戦後における自治の整理の必要性とその發達を助長するために、地方低利資金供給と地方団体における基本財産造成とともに、書面上の監督から実施視察の強化を主張した。⁽¹¹⁾そ

の結果として内務省は、明治四十二年五月「内務省官制」を改正し「大臣の命を承け地方事務の視察を掌る」専任事務官の新たな設置と地方改良事業奨励費の予算措置を講じていた。

住民の自発性誘導を具体化したものが戊申詔書であった。戊申詔書作成の中心人物は、ときの内務大臣平田東助であった。内務大臣に就任する前から平田は、もともと「道德と産業とは車の両輪の如く、影の形に伴ふが如く、必ず相俟つて離る可からざるもの」というように、道德と産業を統一的に理解する人物であった。また明治三十八年の二宮尊徳の没後五十年に当たつての記念会をきっかけに、地方局長床次竹二郎、府県課長井上友一、市町村課長中川望などが中心になつて半官半民の報徳会を結成した⁽¹³⁾。報徳会結成の主旨は、資本主義の地方浸透による階級対立の激化を「経済と道德の調和」で是正しようとするもので、「内務省の地方自治の基本思想」として位置づけられた。

平田内務大臣は、「戊申詔書」を国運の発達に結べ付けけるために「国運の発達は単り物質上の発展にあるものではない。必ずや道德の発展を俟つて、始めて其目的が完全に為し得られるものである」と述べている。また明治四十二年二月二十二日の内務次官一木喜徳郎名義の「戊申詔書に関する通牒」にも、道德と経済の調和という思想が読みとれる⁽¹⁶⁾。住民の自発性誘導は道德の問題として位置づけられた。

「戊申詔書」が唱える経済と道德の調和は、地方改良事業として具体化した。平田内務大臣は地方改良事業の性格を次のように述べている。

古へより恒産と恒心とは相伴ふて進むと申すが如く、商業工業の上より見るも、将に亦之を農業の上より見るも、其進歩発展は一に国民道德の発展に基かなければならぬのである。即ち恒産とい

ひ、恒心といひ此二つのものは常に盛衰を同ふし、相終始して須臾も離るべからざる所のものである。故に苟くも世界の文明に後れず、此恵沢を共にして倍々発展して止まざらんと欲せば、必ず其源に遡つて、第一には地方の公共心の作興、共同経営の美風といふが如きことには、殊に心を用ゐて之が涵養に勉めねばならぬ次第である。即ち此一國の根本たる所の地方の作興、地方風気の振作、此二つの目的に向て之が方法と手段とを講ずる所のもの、取も直さず地方改良事業の骨子であつて、即ち諸君の茲に講習を要せられる所のものである⁽¹⁷⁾。

地方改良事業は、「恒産と恒心とは相伴ふて進む」というように経済と道德の調和を実践するものであった。平田は、地方改良事業の目的を「地方の作興」と「地方風気の振作」として、先ず「地方の公共心の作興、共同経営の美風」の涵養を主張している。道德の涵養を基盤とした経済の発展を期待しているのである。その際、住民の自発性を誘導する道德とは「地方の公共心の作興、共同経営の美風」であった。また一木喜徳郎内務次官は、「実業と公共の事業とは一致せねばならぬ。即ち公共的精神と実業の事業とは互に関連せねばならぬ」と言い、事例として納税成績、または貯蓄を奨励した⁽¹⁸⁾。住民の自発性誘導は積極的に「公共的精神」を育成することでもあった。

地方改良事業は内務省の日露戦後の地方政策を具体化したものであった。しかし事業は政府主導の政策の遂行というより、主に住民の自発性を誘導する活動が中心であった。地方改良事業は、政府が住民の自発性を誘導する運動の性格から、「地方改良運動」と称された。

第二節 地方改良運動下の青年団体政策

内務省の青年団体政策も、日露戦後の地方政策の変化を反映していた。明治三十九年七月、地方長官会議で原敬内務大臣は青年団体の指導について訓示を行っているが、その訓示は「地方自治と青年団体」という小冊子として印刷され、全国の郡長に配布されている。そのなかで地方自治と青年団体の関係については、次のように述べられている。

蓋シ青年団体ニ依ル教化ノ効ハ早ク実務ニ従事スル為メ其修養ヲ欠ケル青年子弟ニ対シテ独リ學術ヲ補習ヲナサシムルニ止ラス広く社会一般ノ事項ニ関シテ漸次教養訓化ヲ与フルモノニシテ歲月ノ久シキニ渉ルニ従ヒ益々青年各個人格ヲ向上シ公共心ヲ養成スルヲ得ヘク青年団体ハ乃チ此点ニ於テ社会教化ノ欠陥ヲ補フ有力ノ一機関タルヲ失ハス而シテ青年団体カ地方自治ニ貢献スルハ独リ第二ノ国民ヲ教養スルニ止ラス風紀ノ矯正、勤儉貯蓄心ノ養成、副業ノ奨励、商工等ノ發達等ノ為メ亦与ツテ力アルヲ見ルナリ乃チ茲ニ其梗概ヲ敘シ併セテ地方自治ノ振興ニ資セントスルモノ亦実ニ其關係ノ及フ所少々ナラサルモノ存スルニ由ル¹⁹⁾

原内務大臣は、青年団体の調査と模範事例の発掘をもとに、青年団体の役割を、銃後の活動から地方自治への貢献に広げたいと考えていたと思われる。具体的に原は、青年団体の性格として、社会教化の機関と、「風紀ノ矯正、勤儉貯蓄心ノ養成、副業ノ奨励、商工等ノ發達」などの地方経済の振興に貢献する団体の、二つ方向性を示していた。具体的活動項目としては、社会教育、勤儉貯蓄、農事の改良及副業の奨励、公安の補助、風紀の矯正、時局奉公の六項目を挙げている。

地方改良運動を本格にはじめた平田内務大臣は、明治四十一年十月十四日の地方長官会議における訓示で、青年に対する教化が教育だけ

ではなく、「恒産を起して以て恒心」という視点から恒産を起す事業も教化の方法として認識していた。²⁰⁾ 具体的に内務省が描く青年団体像は、内務省より模範事例として紹介された青年団体を通じて知ることができる。内務省地方局編纂『地方自治要鑑』（明治四〇年三月）は、表一のような模範的青年団体を紹介している。

内務省は地方改良運動の一戦力として青年団体を認識していた。これは『地方自治要鑑』以後の『地方経営小鑑』（明治四十三年八月）、『地方改良実例』（明治四十五年三月）²¹⁾といった内務省発行の冊子での模範青年団体に関する記述からも、一貫して確認できる点である。模範青年団体の活動として取り上げられているのは、実際の各種産業の奨励による生産性の増大と、地方自治体の財政を支出すべき公共事業を自発的に担当したことであった。内務省が描く青年団体像は、地方自治体の事業中心の団体としてのものであったのである。

宮地正人氏は、地方改良運動における青年団体に対する国家官僚の意図を、国家意識と天皇制イデオロギー浸透の推進主体としてとらえているが、²²⁾ 国家官僚が青年団体を、教育に止まらず、事業の主体としてとらえていたことにあまり注目しなかったといえるのではないだろうか。青年団体に対する政策の展開は、イデオロギーの浸透過程というよりも、実際の活動の推移に対応したものだと思われる。

内務省は事業中心の青年団体を想定していたが、青年団体の教育にも注目していた。内務省は、青年団体の教育を地方改良運動との関連のなかで位置づけようとしたのである。内務官僚がみている青年団体の教育の現実、次にひくようなものであった。

青年会に於て、或は補習の爲めに夜学校をやりますとか、或は農事の研究の爲めに試作田を設けて居るとか、或は畠を設けて居る

表一 内務省における模範青年団体

団 体	事 業
①福島県河沼郡新郷・千咲組合村の西羽賀部落青年団体	1) 賭博禁止などの風俗改良、2) 部落有の原野を共同開墾して資産増殖、3) 学校、役所、巡査駐在所の建築と消防具の購入に寄付。
②宮崎県西諸縣郡小林村提部落「提共志会」	1) 夜学会を開き国語、算術の修習と、衛生、勸業などに関する講演、2) 児童の就学奨励、3) 青年団員は各戸毎月卵一個を拠出して基本財産蓄積と小学校の基本財産に寄付。
③宮崎県西臼杵郡諸塚村家代部落「家代青年夜学会」	1) 小学校の半途退学者の日用算筆の教育、新聞雑誌の購読、2) 言語動作の風紀改良して勤儉力行、3) 貧困児童に下駄、傘、衣服などを給与、4) 夜学会の農事改良教育による青年団員の実践。
④高知県幡多郡「山奈村青年会」	1) 毎週二回夜学会による国語、算術、修身、農業の補習教育、2) 県農事試験場の模範田と県農会の試作田の耕作を引き受ける農作の模範、3) 模範田と試作田の収益などで青年団体の基本財産を作って農作品評会、各種の表彰などの事業。
⑤山形県西村山郡川士居村「学友会」	1) 夜学会、2) 村の道路修繕・植樹・開墾に従事、3) 廢地を利用しての瓜、豆栽培と、夜間を利用して縄を編んで会費に充てる。
⑥山形県西村山郡西五百川村松程「協同会」	1) 貯蓄、2) 農事改良のため試作田の設置、肥料と蠶種の共同購入など。
⑦熊本県菊池郡隈府町「隈府青年勤儉貯蓄会」	1) 一日金五厘を一口とし、一人十口まで積立する貯蓄、2) その貯蓄の利子で、小学校、慈善団体に寄付し、各地方の災害の際救助金に。
⑧福岡県八女郡迎春村「青年撃剣会」	1) 撃剣を通じて毎日一回集会を開き、農業商業の談話と、学校教員などによる講話、毎月一回の貯蓄奨励、2) 旧時武道の法式による監督。
⑨兵庫県美婁郡口吉川村青年会久次村支部	部落有の原野二段歩を借りて共同耕作と二手作の農事改良、
⑩兵庫県印南郡米田村平津部落「明治会」	1) 夜学会では修身、国語、日用の理科・算術の講習と、非就学の壮丁の教育、2) 耕作試験田の運営などで農事改良と、肥料の共同購買と共同の苗代の好成績、3) 破壊堤防の仮工事を請負、村民の就労と、利益は極貧者の救恤と水防の器具購入、4) 滞納を防ぐために養鶏をして納税の準備、5) 日露戦争の銃後活動

(内務省地方局編纂『地方自治要鑑』(明治四〇年三月)より作成)

とか、色、面白い計画もあるやうであります。此補習教育といふのは、私が考へるのに唯小学校を了へて其上で智慧の上塗りをするのも勿論補習教育であります。青年会として特に今後の青年会に於きましては、唯読本なり算盤なりを小学校よりも以上のもの、又小学校で習つたことを忘れぬやうにといふ此補習であることは青年会の仕事としては一つの部分に過ぎない、詰り補習教育ばかりを以て青年会の目的を達したりと考へるのは、大なる間違だらうと思ふ。青年会は之をどうかして村なり或は町なりに結び付ける方法を一つ考へて戴きたいのであります。②③

実際に青年団体による教育は、小学校の補習教育、農業補習教育が中心であつた。しかし内務省が想定する青年団体の教育と地方改良運動の関連とは、青年団体を町村と結びつける視点からの教育であつた。内務省の青年団体と町村を結びつける教育は、外国の自治体の紊乱を見てそれを予防するた

めに、または地方改良運動を強力に進めるために、青年団体を「将来の市民養成所」⁽²⁵⁾として位置づけ、「自治訓育の機関」としての役割を期待した。⁽²⁸⁾しかしその方法は、自治教育書の出版や、学校の中で自治的組織化と、役割分担の訓練などに止まっていたのである。

内務省は、青年団体が地方改良運動の担う一戦力であることに加え、自治訓練の機関として青年団体を位置づけようとしたが、具体的な教育方法には踏み込んでいなかった。実際の青年団体の教育的側面は小学校の補習教育と実業補習教育に偏っていた。青年団体と小学校の補習教育や実業補習教育を強く結びつけたのは文部省であった。

第二章 文部省と青年団体

第一節 文部省の青年団体奨励の過程

いっぽう、文部省は、実業補習教育の方面から青年団体に関心を寄せていたといえるだろう。明治二十六年、井上毅文部大臣は実業教育の振興のために「実業補習学校規程」を設けている。それによれば、実業補習学校は諸般の実業に従事している児童に小学校教育の補習と職業教育を与えることを目的とし、尋常小学校卒業者を対象として、尋常小学校または高等小学校に附設された。教科は修身、読書、習字、算術及実業に関する科目と定められた。

また実業補習教育は、小学校教育制度の変化と深くかかわっている。明治三十三年改正の小学校令（第三次小学校令）は、義務教育年限の延長を予定した。そのため文部省は、尋常小学校に二年制課程の高等小学校を併置することを奨励した。とくに従来の尋常小学校補習科は、二年程度の高等小学校に編制を改め、尋常小学校に併置することを勧

表二 全国公立私立小学校・実業補習学校数の変化

年	尋常小学校	尋常小学校補習科 設置校	尋常高等小学校	実業補習学校
1897	22,383	5,024	3,056	108
1898	21,977	4,820	3,372	113
1899	21,763	4,358	3,677	108
1900	20,883	3,503	4,367	151
1901	19,488	2,112	5,897	222
1902	18,871	2,136	6,644	630
1903	18,294	2,033	7,242	1,349
1904	18,160	1,856	7,657	1,953
1905	17,701	1,874	8,147	2,746
1906	16,961	1,672	8,787	4,211
1907	16,121	1,468	9,550	4,919
1908	16,139	420	9,231	4,751

(各年度『文部省年報』より作成)

めた。それにより尋常小学校補習科の減少と尋常高等小学校の増加の傾向があらわれる(表二参考)。また尋常小学校補習科の増設も奨励された。補習科は、資力が無い町村において高等小学校の代用として、または高等小学校の併置とは関係ない職業に従事しているものの、補習教育機関として位置づけられた⁽²⁷⁾。文部省は、補習科を高等小学校の代替機関とともに、実業補習学校の開設につなげようとしたのである⁽²⁸⁾。

その後、明治三十五年に実業補習学校の設置基準が緩和された。改正の性格は「即ち実業ノ教科ヲ首脳トシ併せて普通教育ノ補習ヲ為シ両者共ニ其ノ目的ヲ達スルヲ以テ実業補習学校ノ本旨トナス」ことであった。主な改正の内容は、(1) 授業時間および季節の選択を自由にすること、(2) 授業年限をその土地の状況と教科目の種類によって適当に定めることができ、教科目によって家庭、工場、商店などで学習または実習をさせ、教育の自由性と多種多様性を發揮できるようにしたこと、(3) 旧規定では、小学校にのみ付設しうることになっていたが、実業学校令公布に伴い、実業学校などにも付設することができるようになったこと、であった⁽²⁹⁾。この改正により実業補習学校数は飛躍的に増加した(表二)。

また日露戦後に文部省は、実業補習学校の奨励について、尋常小学校補習科、実業学校による奨励とは異なる方法も模索していた。「教育公報」の愛媛県の事例からは、文部省が意図する実業補習学校増設の方法をうかがい知ることができる。

該夜学会の中庄丁若くは丁年未満男子の爲め軍隊入營準備として特に其予習を爲すを目的とするものも少なからず是等は徴兵検査及壯丁者入隊後の成績に於て確に相当の効果の現出せしものあるを信す又同県に於ては近時一般実業思想の喚起に注意せる爲め之

れ等夜学会に於ても農、工、商業等生業上必須の事項を加へ教授せるもの少なからず即ち同県に於ける実業補習学校の漸次増設の傾向あるも畢竟是等夜学会の効果が町村民に認識せられ而して之を整理拡張して同学校に変更するの便を認めたるものあるに依らずんばあらず旁本方法は目今の状況に於て裨益少なからざるを以て益々之を奨励せんとすと云ふ⁽³⁰⁾。

すなわち、夜学会が徴兵検査で成績を挙げていることや、県の実業思想の喚起に呼応して夜学会での実業教育が強化されたことを通じて、町村民に夜学会の効果を認識させ、夜学会を実業補習学校へ転換させようとした。「教育公報」には夜学会から実業補習学校への変更の事例がしばしばみられる⁽³¹⁾。文部省は模範事例を通じて、夜学校から実業補習学校への展開を奨励していた。

文部省は明治三十八年八月、私立学校の全国教育家の代表会議である全国連合教育会に、補習教育について(一) 補習教育の普及発達を図るに於て簡易にして有効なる方法如何、(二) 小学校の教科に於て実業の思想を養成するには如何なる手段を採るを最有効とするか、というような事項を諮問している⁽³²⁾。

第五回全国連合教育会は、八月五日に帝国教育会で開かれた。会議はまず陸海軍人に感謝状を贈ることの二つの建議案を可決した後、予定通り、文部省の諮問案に入った。第一号についての第一読会において、中川(謙二郎)視学官は、諮問案の目的を、徴兵検査の際に身体検査とともに実施された学力調査である壯丁教育調査の結果、多くの小学校卒業者の青年が、自分の名前しか満足に書けないという、小学校卒業者の無学を克服するためであると説明した⁽³³⁾。

八月六日文部省の諮問案に対して島田俊雄議員は、「文部省がかく

の如くツマラナイ議題を提出せるは、其の意果して何れにあるや」と文部省の諮問案に不満をあらわしている。

本会は私立と雖も全国教育家の代表者なり何を以て文部省の侮辱を甘んずべきか、文部省にしてみれば誠心誠意、彼の案を提出したるものとすれば、文部省は宜しく其の自家の意見を具して、本会をして其の可否を論究せしむべし、然るに文部省の所為此に出ざるものは、最初より該案に対する誠意なきのみか、本会に敬意なきことも明かなり、故に本員は此の文部省の諮問案に対しては、本会に於てはたゞ討議すること丈に止め、答申する必要なしと認む⁽³⁴⁾

文部省が諮問案について自身の案を持たないまま、全国連合教育会に諮問することは、全国連合教育会を無視する所業であるとして、島田は、會議に答申不可の意見を出すべきであるとしているのである。島田は、文部省の諮問意図が、補習教育の具体的な方法を求めるためではなく、補習教育を奨励する手段として単に提出したに過ぎないと判断して、反対していたのだと思われる。

全国連合教育会への補習教育の奨励を目的とする諮問は文部省の実業事務局が主導していた。真野実業事務局長は、次のように補習教育に対する文部省の意図を述べている。

其処で補習教育は世の機運が斯う云ふ傾向になつて来たから、最も有望な事業である、補習教育は其の力法を得ることには困難であつても、其の方法だに宜しきを得たならば、其の有効は非常なものに信ずる又此の教育を施すことに付ては、其のなかに六ヶしきことを教へなくても宜いのであつて教員は小学校の教員で足りる、校舍と云ふても新しく建築するに及ばず、小学校を使用して出来

る事だから、経費も格別多額を要さない、今日の時局に取りては何よりも好事業である本省に於ては十分奨励するつもりである⁽³⁵⁾

真野実業事務局長は、全国の教育家に小学校の施設と教員を利用した補習教育の奨励を呼びかけていた。文部省は、壮丁教育の必要性から補習教育が注目を浴びていることに着目して、小学校補習科の強化と、夜学校の実業補習学校への拡張を視野に入れて、小学校の施設と教員を利用する小学校主導の補習教育の強化を主張したのである。

ところがこの全国連合教育会では、そのような文部省の意図とは異なる主張があらわれた。この諮問案について井田議員は議案を十五名の委員に付託することを提案した。それに対して町田議員はそれに反対して、「本会の議員は各地方より集まれたるものにして、その内には既に議題に如き者を実施し経験ある諸君もあらん、然るに今之を委員附託と為す時は、議員諸子の議論を聞く事態はざるの遺憾あり、故に宜しく議場に於て充分議論する所あるべし」と主張した。ここで辻新次会長は前に発言通告をして置いた山本瀧之助を指名することになった。山本の演説は予定されたとはいへ、正式な日程にあることではなかったのである。文部省側ははじめから山本の演説にそれほど注目しなかつたと読みとれる。

このような状況のなかで、補習教育の普及発達について山本の演説が行われた。

蓋し小学補習科の設置といひ実業補習学校の開設といひ、何れも皆之に伴ふの経費を要するの故を以て、望んで俄かに得べきにあらざるも、独れ若連中啓発の事の如きは、殆んど全く経済を離れたる問題にして、而かも青年の社交的機関に供し独立自営の精神を涵養し社会的道義心を陶冶するが如きに至りては、此等団体教

育の効果たる実には偉大たるべし⁽³⁷⁾

山本は、小学教育の障害物として「若連中」「若い衆」などと称する青年団体の存在を認識した上で、小学校を利用した補習教育の強化より少ない経費で効果をあげることができると「若連中啓発」を訴え、これらの青年団体を、小学校教育の補習、実業教育に止まらず、「独立自営の精神を涵養し社会的道義心を陶冶」する機関として位置づけた。彼は、今まで補習教育の奨励のために注目された青年夜学会より、より広い意味での教育と、それを担う青年団体の奨励を打ち出したのである。青年夜学会と青年団体の関係について次のように述べている。

青年夜学会は青年団（若連中）の凡百事業中の其下なり、即ち青年夜学会は全く青年団に包含せらるる者にして青年団即青年夜学会、青年夜学会即青年団にあらず、既に青年夜学会を認めたる者は、必ずや進んで此等団体を認むる所なる可からず⁽³⁸⁾

山本は、補習教育について青年夜学会中心の思考から、青年団体中心に視点を變えることを要求している。この主張に基づき、全国連合教育会は、文部省の諮問案に対して、若連中と称する青年団体の指導奨励を加えることで、補習教育の普及發達の最も簡易にして有効なるものとして答申した。

山本が主張する青年団体の改良は、実業補習教育を拡張するために青年夜学会を利用しようとする文部省の意図に比べて、はるかに広い意味を含んでいた。

是等数百万の農村青年は、町村青年会の設置によりて先づこれを全国町村の数即ち一万二千に約することが出来る、此の一万二千は更に郡市青年会及府県青年会の設置によりて六百となり終に四十となる（中略）、これを教育の側より見れば、此の一万二千は

実業補習学校である、或者は之を指して町村大学ともいふ、帝国青年会は即ち一万二千の学校を支配する所の文部省であるといへる、これを農事の側より見れば、此の一万二千は更に農会である、帝国青年会は即ち農商務省であるといへる、亦更に之れを軍事の側よりいへば此の一万二千は中隊である、帝国青年会は即ち陸海軍省であるといへる、更に尚ほ大切なるは、此の一万二千は全く青年町村村であつて帝国青年会は内務省であるの一事である、真に地方を改良せんとすれば、必ずや此の幼少なる青年町村に向つて、其の未だ赤とも白とも色の着かぬに先ちてこれが指導の手を着けねばならぬ⁽³⁹⁾

山本は青年団体を文部省の管轄レベルを超えて、文部省をはじめ農商務省、陸海軍省、内務省にかかわる国政レベルの団体として位置づけようとしたのである。これは文部省の青年団体政策と山本の接点であり、文部省の青年団体政策を転換させた理由でもあった。

文部省の側も、これに対しては、一定の理解を示していた。文部省は全国連合教育会への諮問答申を受けて、具体的に動き出した。まず青年団体の指導について、内務省が町村自治の関係から着目していたため、文部省は各府県にその状況を調査させることにした。また農商務省が農事改良を図るために青年団体の活用を検討していたため、文部省は十月全国農事大会各府県委員会開催を待ち、青年団体に関して協議することを予定していた⁽⁴⁰⁾。青年団体の奨励に内務省と農商務省が関心をもっていることから、文部省は、青年団体の指導奨励に慎重な姿勢をとつたと言える。

明治三十八年十月二十五日から二十七日まで第十三回全国農事大会が開かれた。全国農事会は、明治三十四年十一月に全国農会の中核機

関として結成された団体である。全国農事大会に引き続き二十八、二十九日に道府県農会常務員協議会が開かれ「町村若しくは部落に青年団体を組織せしむるの可否及其組織方法如何（兵庫県前瀬千仞外九名提出）」が諮問された。先ず出題者の説明と各員の各地方の現状と意見を述べた後、「農事教育終了生其他有志者を以て組織するを可」と決した。⁽⁴⁾

青年団体の問題は、全国農事会の総会ではなく、常務員協議会で議論された。青年団体の問題は全国農事会で重要な問題であつたといえないであらう。また文部省側が道府県農会常務員協議会で青年団体問題が協議されることを予測していたことは、文部省がなんらかの形で道府県農会常務員協議会と気脈を通じ、働きかけていたと考えられる。協議会は、青年団体を農事改良のために農事教育に利用しようとしたのである。文部省側と農商務省側は、実業教育、正確には農業教育の側面から青年団体を利用することに關しては一定の一致点を生み出していた。

いづれ文部省の青年団体への関心は、全国連合教育会への諮問答申以来、実業補習教育に止まらず、青年団体そのものの活用に移された。明治三十八年九月、文部省は「通俗教育調査会」を設置した。調査委員は視学官中川謙二郎、視学官針塚長太郎、第一高等学校教授下田次郎、第一中学校校長勝浦柄雄、警視黒金泰義であった。調査項目については調査委員各自が大体の予定綱目をつくり、これらを打ち合わせて、意見の一致した項目が選ばれた。その結果、地方青年団体に關する事項、通俗講談会、外国書翻訳、図書館及図書、補習夜学校が調査項目となつた。⁽⁴⁾

通俗教育調査会では、通俗教育を「学校以外の教育（校舎以外の教

育の意ならず）」として捉え、そこには学校の校舎を利用する補習教育や青年団体の活動も含まれていた。文部省は通俗教育調査会を通じて青年団体を補習教育だけではなく、もっと広い意味の通俗教育としてとらえるようになったのである。

明治三十八年十二月通俗教育調査会は久保田文相に地方青年団体に關する事項に關する、次のような建議を提出した。

地方青年団体（若連中、若い衆、青年会などごとくを含む）の調査をなすこと。地方における青年団体を改良し、これを善良なる發達を遂げしむるは、通俗教育上極めて有効なるものと信ず。よつて先ず左の方法により、その現在の状況を調査し、かねて地方当局者の意見を徴し、これを参考として指導改良の方法を講ぜられんことを望む。

一、内務文部両省より、地方長官に命じ地方青年団体の状況を調査せしめ、その状況を報告せしむること
二、左記事項につき調査報告せしむること

イ、沿革

ロ、目的

ハ、組織（男女、年令制限、土地の区域等）および維持法

ニ、事業

ホ、通俗教育、風俗の改善および殖産興業上の利益ありと認むべき点

キ、

ヘ、弊害と認むべき点

ト、団体に對する市町村民の意向

チ、団体に對する適當なる指導奨励の方法⁽⁴⁾

文部省は、内務文部両省から地方長官に地方青年団体の調査を依頼

すること、青年団体の奨励について、内務省と連携をとりながら奨励する立場に立っていたのである。通俗教育調査会の地方青年団体に關する事項に關する建議を受けて、文部省は明治三十八年十二月二十七日沢柳普通事務局長の名で、青年団奨励に就き地方長官に対し文部省として最初の通牒を發した。

ところが内務省はすでに、明治三十八年九月二十九日、地方青年会の向上發達に關し通牒を發していた。従つて文部省の青年団体奨励は、内務省との連携ではない独自の形で行われるようになったのである。

もう一つ注目すべき点は、青年団体の奨励が普通事務局の名で奨励されるようになったことである。青年団体奨励の領域が実業補習教育に止まらず、通俗教育に及ぶことによつて、青年団体奨励の主担当は実業事務局から普通事務局に移されたと思われる。山本が国政レベルに拡大した青年団体の意味を、文部省は通俗教育として受容していたとも思われる。

第二節 補習教育と青年団体

また文部省通俗教育調査会は、補習学校については、夜学会の拡張、または新しい学校を設置し、その普及は「其数に於ては小学校数以上にあらしめ、其教科は小学校教育と密接に關係せしむるを要せん⁽⁴⁵⁾」としていた。調査会は、補習学校を小学校の補習と延長で捉える一方、小学校と系統的につながる教育機関として位置づけようとする意図も持っていたことが知られる。

明治四十年三月二十一日小学校令を改正し、小学校義務教育を延長することが決まった。その直後の明治四十年四月十日の地方長官會議で、牧野文部大臣は実業補習学校について次のように述べている。

実業補習学校は奨励の結果其数多きを加へたれども施設經營の適良なるもの少く高等小学校の教科に多少の変更を加へたるに過ぎざるが如きもの今尚ほ多きは遺憾なり一は直接其事に當るもの実業補習教育に關する智識及び研究心の乏しきに基くなるべし故に此等の点に關し一層の注意を為すの要あらん又一方に於ては予て訓令通牒せる通り県立学校に実業補習学校を附設し模範を示す等の方法は学校入学者の普通学の素養程度高くなるべきに就き主として力を実業の教科に注ぎ実業の智識を与へ兼ねて普通教育の補習を為し以て実業補習学校本来の目的を達する様十分注意せんことを望む⁽⁴⁶⁾

牧野文部大臣は義務教育の延長により、高等小学校の代わりとしての実業補習学校ではなく、実業教育中心の実業補習学校を主張するようになった。その模範を示すために各県の県立学校に実業補習学校を付設することを提案している。牧野は、実業補習学校について、小学校と系統的なつながりをもつ補習教育によつて、実業教育に重点をおいた。その背景には、日露戦後、政府が帝国主義国家としての国力の強化をするために、日本資本主義の發展に貢献できる労働力の養成が重要な課題として必要である、という理由があつた。それが教育政策の一つに「実業教育の振興」が掲げられることになつたのである⁽⁴⁷⁾。

文部省では高等小学校の役割と異なる実業補習学校をつくるために「根本的研究」の必要性が生じ、各地方庁に補習学校状況の調査を命じ、教科程度の改正を要求した⁽⁴⁸⁾。しかしこのように、義務教育の延長により実業教育中心の実業補習学校の奨励も、文部省の政策課題として浮かび上がってきたことは確認できるが、具体的な動きは当面とられていなかった。

いっぽう小学校と系統的につながる補習教育は、地方改良運動の展開とともに具体化し始めた。山本瀧之助は青年団体主導の補習教育を主張したが、教育の視点から地方自治体のなかに青年団体の補習教育を位置づけるには至らなかった。地方自治体における補習教育機関としての青年団体の位置づけは、教育関係者からも課題であった。その模範例としてしばしば取り上げられるのが、兵庫県東成郡生野村であった。⁽⁴⁹⁾

大阪の天王寺師範学校長村田宇一郎は生野村小学校を実験学校に指定し、各地における模範村の教育事業の調査や、内務省の井上友一参事官の指導に基づいて、教育者の立場から自治民の造成する「自治民教育」を試みた。彼は「自治民育」の教育の性格について次のように述べている。

従来の狭き意味の教育に囚はれたるを脱して、広き意味の教育に従事せねばならぬことを唱導し、小学校教育に次ぐに青年団体教育を以てし、青年団体教育に次ぐに自治体教育を以てし、町村内に庶民教育系統を建設し、之により一家の一員として、町村の公民として、国家の臣民として、忠実に其責務を尽すやうな人間を造り上げ、一家を健全ならしむると同時に町村を充実し、町村を充実すると同時に国家を富強ならしめねばならぬことを主張して居るのである。⁽⁵⁰⁾

村田は、町村の公民・国家の臣民を養成するために「狭き意味の教育」すなわち、定規の学校教育だけではなく、町村内部で系統的教育の実施を目指して、小学校教育、青年団体教育、自治体教育の「庶民教育系統」の建設を呼びかけていた。その中で注目すべき点は、青年団体が補習学校奨励の手段、または通俗教育機関という不明確な位置

づけではなく、町村内教育の一段階として位置づけられたことである。

兵庫県東成郡生野村での自治民育に関する実験は、明治四十年十月に従来の教員を他に転勤し、師範学校から派遣する二名の訓導に生野村尋常小学校訓導を兼務させることからはじまった。訓導は、師範学校訓導としては師範学校長の指揮監督を受け、生野村小学校訓導としては郡長の指揮監督を受けることとなった。訓導の俸給は師範学校より支弁するため、村が支出する教育費は、削減せずに教費として使用することにした。さらに明治四十三年四月には二名が増派された。一般的に町村の財政を苦しめた小学校教員の給料を師範学校が負担することで、潤沢な教育財政で町村の教育事業に取り組んだことは推測できる。⁽⁵¹⁾

先ず師範学校当局と派遣された二人の訓導は、学校内容の改善に主力を注いだ。それと同時に児童の家庭と村の状況を調査した。明治四十一年十月に戊申詔書が出されると、十二月二十七日、村内の主な人々を学校に召集して第一回「月中行事会」を開催した。「月中行事会」は、年寄株、学務委員、村会議員、若衆頭など村の指導者の集まりとなった。「月中行事会」が中心になって、部落内の風紀の取締、休日の制限、部落の共同貯蓄の実行、村是調査、部落間の党派心の打破、愛郷心の鼓吹とともに「月中行事会」を基礎として青年会・処女会・村民大会を設立した。

青年会は月中行事会、戸主会、各部落の若衆頭の賛成を取り付け、その力で若衆組を打破して明治四十二年十一月三日組織された。尋常小学校卒業以上三十五歳までのものを会員とし、若衆頭が役員、小学校長が会長となった。事業として村内の道路の改築修繕に従事すること、見学旅行をなすこと、図書閲覧室を開設することとともに、「未

成年会員には小学校付設の実業補習学校に必ず出席するの義務を帯びしめ之(青年会―引用者)が監督をなすこととした。また明治四十年三月に実業補習学校が尋常小学校の付設として設立された。補習学校は夜学会の出席者全部を収容して教育する計画であつた。しかし各部落ごとにある夜学会は、実業補習学校に統合されずに、補習学校と競争し妨害しようとした。明治四十二年十一月青年会の開設により、未成年者の就学義務を規定とし、若衆頭を出席奨励委員に当てた。そして出席奨励法の第一に「各部落の青年会役員(若衆頭―引用者)は、毎夜交替にて、生徒を引率して出席し、通学途中の風紀は勿論、生徒の勤惰を監視すること」となつていた。⁽⁵²⁾

村田は、町村内の「自治民育」系統として小学校教育に次いで青年団体の教育を設定した。青年団体の教育は実業補習学校で実施する仕組みで編み出された。青年団体と実業補習学校は、普通教育の補習、高等小学校の代用、実業教育を通じて結ばれたが、町村内の「自治民育」を通じて関連づけられるようになった。しかし実業補習学校での町村の公民・国家の臣民を養成するための教育計画は、修身教育が中心になつて居り、それを具体化する教育内容を担保することはできなかったのである。

自治民育の視点から青年団体を教育的に位置づけたことは、文部省の青年団体を捉え方に幅を与えることにつながつた。文部省は、文部省視学官の「学事視察綱要追加」のなかで、(1) 実業学校の設備、(2) 学校の経済、(3) 長上に対する礼儀に加えて、(4) 地方青年会を善導する事を挙げていた。その内容は、「青年会の活動によりて地方の風規を改善し、自治の効果を大ならしめし事実は極めて多し、例へば二十町歩の基本林を有して、社会の改良事業に貢献しつゝ、ある

青年会あり、博徒を化して正業に就かしめたるもあり、かく此種の会の健全に發達するは、国家の為に賀すべき事なれば、各地学校教員をして町村長と計り、其關係を密接にして陰に陽に之が改善を計るやう、注意すべき事等なりと云ふ⁽⁵³⁾」のである。文部省も地方改良運動の視点から青年団体を把握しようとしたのである。

このような文部省の青年団体奨励は、明治四十三年三月三十日、模範青年団体に対する第一回表彰にもあらわれた。文部省参事官山崎達之助は表彰の理由として「青年の地位及性質上経済的勞力的方面に努力するは最も望まじきことにして就中補習教育及産業改良は彼等に最も適切にして且つ緊要なる事業なりと信んず⁽⁵⁴⁾」と、青年団体の補習教育と産業改良に注目していた。表彰された青年団体は、賞金五十円が六団体、三十五円が七十六団体の八十二団体であつた。賞金五十円の六団体の事業を見てみよう(表三)。

そのなかで兵庫県印南郡米田村の平津村「明治会」が内務省地方局『地方自治要鑑』にも載せられていたように、内務省の地方改良運動の一戦力としての青年団体奨励と、文部省の青年団体奨励は、その差異を明確に付けにくい状況になつたのである。

小松原文部大臣は、模範青年団に表彰に止まらず、教育機関としての認識をもつことを要求して⁽⁵⁵⁾いた。文部省は、青年団体を地方改良運動の一戦力であると同時に、教育機関として位置づけようとしていた。青年団体は普通教育の補習としてではなく、小学校に続く自治民育の系統的な教育機関として、文部省に期待されたのである。

小松原文相は青年団体について、(1) 青年団体を補習教育の実行と結びつける、(2) 青年団体の指導者は学校の校長、その他教職員に求める、(3) 青年団体の会場は学校の建物を利用する、⁽⁵⁶⁾ことの三

表三 賞金五十円の六団体の事業

団 体	事 業
①宮城県栗原郡萩野村片馬合「片馬合同窓会」	1) 教育事業：夜学会、研究会、学童就学及出席の督励、学事の奨励設備の寄附、学校園の設置、図書閲覧所の設置、幼児保育、婦女会の活動と学用品の共同購入、2) 勤勉貯蓄、3) 軍人優待、4) 共同購入。
②兵庫県印南郡米田村の平津村「明治会」	1) 公共部の事業：水防火防村内祝祭儀式軍人送迎会家族の扶助道路修理下水道村有竹林保護、2) 貯蓄部の事業：会員貯金村民貯金の奨励保管会員村民の資金融通日用雑貨の共同販売、3) 農業部の事業：試作、共同苗代の管理同跡作肥料農具の共同購買推肥舎の普及一般農事の研究、4) 修養部の事業：新聞雑誌の購読図書の閲覧談話会開催附属少年団の指導監督会員の娯楽。
③和歌山県東牟婁郡高池町「芳流館互盟社」	1) 青年会場の設置、2) 講話会、3) 夜学会及図書館、4) 公共事業に対する尽力、5) 勤儉貯蓄、6) 団体員の風儀改善。
④徳島県三好郡三繩村大字川崎村「二宮会」	1) 精神教育、2) 公共事業、3) 民風作興、4) 勤儉力行、5) 農事改良、6) 補習教育事業。
⑤広島県沼隈郡山南村「山南村青年会」	1) 教育：夜学会、農業講習会、講話会、談話会、壮丁教育、補習教育、雑誌回覧、見学旅行、運動会、2) 風紀の改善：弊風の改善、未成年者の禁煙、夜間放歌の禁止、善行者の表彰、入退営者送迎の改善、3) 産業の振興：共同試作、山林開墾、推肥舎建設、植樹、苗圃の設置、採種田設置、養魚、害虫駆除、農具制作、4) 衛生上の施設：衛生幻燈会、衛生講話会、トラホーム予防施設、5) 公共及慈善事業の幫助：学事幫助、通路の改修、河川溝渠の浚深、橋梁架設、労力寄附、火防器備付、砂防造林、戦時中の活動、慈善事業、6) 共同心の養成：共同試作、共同貯金、共同散髪、在営兵士の慰問、入退営者の送迎、会員凶事の慰籍、軍人遺家族の幫助、7) 基本財産の蓄積。
⑥広島県沼隈郡赤坂村「赤坂村青年会」	1) 補習教育：夜学会、壮丁教育、日曜学校、農事講習会、講話会、旅行、新聞雑誌の回覧、図書閲覧所の設備、投書函の設置、運動器具の設置、先師頌徳会、2) 風紀の改善：敬神の鼓吹、報告式（材祭の時）、未成年者禁煙、結婚に於ける旧弊の打破、入退営式の改良、倶楽部の設置、娯楽、3) 産業の振興：共同養蚕、共同小作、果樹園の設置、植樹、桑園、害鳥虫の駆除、試作、養魚、農具の改良、4) 衛生：衛生講話会、幻燈会、5) 公共及慈善事業の幫助：陸軍墓地労力の寄附、学校敷地の埋立、山林の砂防、道路の改修、橋梁の架設、溜池の浚深、学校児童用傘寄贈、校庭に樹栽、馬糞糞の献納、在郷軍人の優待、鐘樓の建設、消防器具の購入、慈善事業、6) 共同心の養成：共同夜業、会員凶事の慰籍、軍人家族の慰籍、道標の設置、貯金、7) 基本金の蓄積。

(『模範青年団』一九一〇年六月初版、一九一三年四月増補五版、一～六五pより作成)

つを提示していた。小松原は小学校を媒介にして、青年団体を中心とする補習教育を主張したのである。その具体的な方法として、文部省視学官針塚長太郎は次のように述べている。

青年会員が、全部補習学校の生徒たることに致し、さうして此等の団体に普通並に実業に関する知識を授け同時に報徳主義の鼓吹をやつて行きますならば定めて効果があると信じます。

(中略) 元来青年会と補習学校とは当然一致すべきものであらうと思ひます。夫が今日別々になつて、主義の異つて居るやうになつて居るのは、誤謬であらうと思ひます。青年会があるから補習学校を建てないといふのは大なる間違いであります、事実には、町村の最も良くいつて居る所には、報徳会や信用組合が行はれ、町村の風紀の良い所は、事実には此両者が一致し活動して居るのであります。

青年団体と実業補習学校の一致は、青年団体と実業補習学校をそれぞれ独立の機関としながら、青年団体会員と補習学校生徒の一致を導くことで実現しようとした。自治民育の視点から町村内部の教育系統のなかに小学校に次に青年団体を位置づけることで、文部省は青年団体と実業補習学校をセットとする構想をもつようになったのである。

しかし文部省の青年団体奨励は、内務省の奨励と実質的な関係をもっていたとは認められない。文部省の青年団体に対する構想の具体化は、青年団体が教育を重視する方向に向かっていくのか、あるいは、文部省が青年団体について一定の影響力または主導権を握っていくのか、その二つの方向をとることを要求していくことになるだろう。

第三章 青年団体の管轄問題

第一節 青年団体に対する内務省と文部省の認識差

地方改良運動を軌道に乗せた平田内務大臣と小松原文部大臣が、産業組合の正副会頭であったこと、一木内務次官と岡田文部次官が兄弟で、ともども報徳主義者であったことは、内務省と文部省の間に、ある意味での連帯関係が存在し⁽⁵⁸⁾、青年団体に対する視点においても、一定の相関関係があったことを示していると思われる。

しかし文部省側は、内務省の青年団体奨励の問題点を次のように指摘している。

多くの場合に於きましては其指導の中心を失つて居るやうな欠点がありはすまいかと思はれますと申しますのは、どれもこれも同じやうな青年であつて、道普請をするとか、共同で山に植林をするとかいふやうな、目に見える仕事には力を協してやりますが、

精神的に青年を導いて向上心を發展せしむるといふものが欠けて居る。之が為めに青年会で会長の争ひが起つたり幹事の競争をするやうな弊があります。此弊を矯めて青年会を能く導いて行くには青年会で成立つて居る補習教育が必要であると思ふのであります⁽⁵⁹⁾

文部官僚は、事業中心の青年団体と、青年団体の指導をめぐる内部対立を非難し、それを矯正するために、青年団体における補習教育の必要性を主張した。このことは、文部省と内務省が、青年団体政策の何に重きをおくのかという点で立場を異にしていたことを意味する。これは青年団体政策の方向性にもあらわれる。文部官僚出身の元文部大臣で青年団体に関心が強かった久保田謙（在職は明治三十六—三十九年）は、貴族院予算委員会で内務大臣に次のように質問していた。

ア、云フ団体（青年団体—引用者）ハ矢張り其弊害ガアツテカラト云フコトデハ既ニ遅イノデアリマス、未ダ弊害ノ無イ内ニ宜シク其弊害ノ起ラヌヤウニ常ニ監督ヲ十分ニスルコトモ出来テ、ソレカラ奨励ラスルコトハ何カ規定ガアツテ監督上ノ確ナ抛リ所ガアツテサウシテ發達ヲ健全ニシテ行クコトニ今カラ十分注意シテ置カナケレバ後ニ悔ユル様ナ点ガアルマイカト云フ懸念カラ御質問ヲ申シタノデアリマス⁽⁶⁰⁾

久保田は、学校の規定が弊害の予防のために設けたように、青年団体の弊害が生じる前に取締と規定を設けて指導監督することを主張した。久保田の質問に対して平田内務大臣は、同感しながら次のように述べている。

唯今ノ所デハ別ニ之ガ規定ヲ設ケテ、青年団ヲ作ルニハドウ云フヤウナコトニシナケレバナラナイト云フ一定ノ法規ヲ設ケルマデ

ノ必要ハ認メテ居リマセヌノデゴザイマスガ、併シ又沢山ノ青年
団体ノ間ニ於テハ又往々ニシテ弊ヲ見ルヤウナコトモ起ツテ参ラ
ヌトモ限リマセヌデス、若シサウ云フヤウナ兆候アリト認メタナ
ラバ一定ノ法規ヲ設ケルト云フヤウナ必要モ出テ参リマスカモ知
レマセヌ⁽⁶¹⁾

平田は、青年団体の弊害が起こらない限り取締や規定の設置に消極
的であった。彼は、青年団体の発達が「地方改良事業ナドニ最モ密接
ナ關係」をもっていることから、青年団体を事業の観点から奨励する
立場に立っていた。

久保田と平田の質疑応答は、教育と事業という文部省と内務省の青
年団体に対する政策の出発点の差をあらわしていた。すなわち青年団
体に対して、文部省は取締、内務省は奨励という基本的な青年団體政
策の視点の差は明確であったのである。

第二節 青年団体に対する内務省の主導権

このような久保田と平田の青年団体に対する認識の差は、青年団體
の管轄についてもあらわれた。青年団體の管轄について、久保田は
「其(青年会―引用者)事業モ色々ニ分レテ居ル、或ハ補習教育ヲヤ
リ或ハ購買組合ノコトヲヤルモアリ、種々ナ事柄ガアリマスカラシテ、
其事柄ノ性質カラ言ヘバ教育ノコトハ文部省ニ属シ、或ハ産業組合ノ
コトハ農商務省ニ属スルト云フヤウナコトモアリマセウケレドモ、兎
ニ角青年会ハ全体ニ付イテハ内務省デ管理ヲナサルノデ当然デナイ
カ⁽⁶²⁾」と内務省の主導権を認めた上で、青年団體に対する農商務省と文
部省も、青年団體指導に一部の管轄権をもっていると主張したのであ
る。

文部省側の青年団體指導に関する一部管轄権は、青年団體と実業補
習学校をセットとして構想していることを実現するために重要な問題
であった。すなわち、小学校卒業後の青年に対する一定の影響力を保
持することは、補習教育の拡大に絶対必要な条件であった。

久保田の意見に対して平田は、「ソレデ此青年団ト申シマスルノハ
別ニ文部省ノ管轄ニ属シテ居ルトカ農商務省ノ管轄ニ属シテ居ルトカ
云フ訳デハ別ニ無イノデアリマシテ、マア地方ノ町村ニ於ケル所ノ青
年団デゴザイマスルカラ、先ヅ筋カラ申シマスルト矢張り内務省ニ属
シテ居ルモノト看做サレテ宜カラウト思ヒマス、ソレガ或ハ青年団デ
学校ヲ建ツテ居リマス時ニナレバ学校トシテハ文部省ガ支配スル所ノ
コトニハナリマセウガ、青年団ト致シマシテハ矢張り町村デアリマス、
筋合カラ申シマスルト矢張り地方ヲ司ツテ居ル内務省ニ属スルモノト
見テ居リマス⁽⁶³⁾」と、青年団體に対する農商務省と文部省の一部管轄権
を否定し、内務省の管轄であることを確認している。文部省は、青年
団體を中心とする補習教育ではなく、補習教育の教育機関、すなわち
実業補習学校を通じて、青年団體との關係を設定しなければならぬ
状態に置かれたのである。

實際、内務省も、青年団體の指導という点では問題をもっていた。
内務省は、青年会の組織と活動が、郡町村の当局者、若しくは篤志家
で、会長・幹事長をつとめている二三人の存在の有無に左右されるよ
うな他動性と、青年団體の指導者による青年団體の政治的利用につい
て、警戒していた⁽⁶⁴⁾。平田内務大臣は、久保田が主張するような青年団
體に対する取締や規定を設けない代わりに、指導監督の強化を主張し
ている⁽⁶⁵⁾。これは内務省の指揮系統による指導の強化を意味する。青年
団體の主導権をもつ内務省は、青年団體の指導監督に対する具体的な

対策を講じる課題をもっていたのである。

こうして内務省は、指導監督の問題を中心に、文部省は実業補習学校の奨励問題を中心に、それぞれ青年団体の政策を展開させることになった。

おわりに

地方改良運動の青年政策は、内務省と文部省を対比してみれば、次のように整理できる。

内務省は青年団体を、日露戦争の銃後活動、さらに戦後における町村財政補充の問題として位置づけていた。そのため、住民の自発性を求める必要が生じ、その自発性を誘導するイデオロギー的な一連の作業のなかに、戊申詔書も位置づけられる。青年団体は、町村の財政で賄うべき公共事業または共同事業を担う存在とされたのである。

文部省は、小学校卒業後の教育の観点から、青年を対象とする補習教育に青年政策の重点を置いていた。しかし通俗教育の奨励のため、山本瀧之助などにより「若連中」から青年団体への改造が主張されたこともあり、青年団体に注目することになった。さらに「自治民育」の観点から、小学校に継ぐ町村内の系統的教育機関として、青年団体を位置づけることで、実際に内務省と同様の観点に立つようになった。しかし、青年団体に対する姿勢において、内務省は事業中心、文部省は補習教育中心という重点の差は、依然存在した。文部省側は、青年団体を学校のようなものに仕立てあげ、弊害予防のため、規定の設置と取締の強化を主張した。いっぽうで内務省は、青年団体を事業団体とし、自発性の強調と奨励策を中心に、その主導権を明確にした。

こうした青年団体に対する認識の差は、青年団体は内務省、補習学校は文部省という管轄を明確にすることにつながっていく。それは、文部省の青年政策の転換を意味する。すなわち、文部省は、青年団体から補習学校へ青年政策の中心を移さざるを得なくなっていくのである。内務省は青年団体の指導において、二、三の指導者に左右される組織の他動性、またその指導者によって青年団体が政治的に利用される問題を懸念していた。それに対して内務省は、指導監督を強化することで対応しようとした。しかしこの問題は、青年団体が各種の事業を通じて成長して、勢力化したことで起こってくる構造的な問題であったので、新しい体制を必要としたのである。

内務省の青年団体の勢力化とその対応、文部省の補習学校を中心とした青年政策の展開については、別稿において明らかにしていきたい。

注

- (1) 宮地正人「日露戦後政治史の研究」(東京大学出版会、一九七三年)。
- (2) 相沢一正「日露戦後期の青年会設立に関する一考察―小吹青年会を事例として―」(茨城県歴史館報「三」号、一九七六年)、筒井正夫「日本帝國主義成立期における農村支配体制―静岡県原里村の事例を中心に―」(「土地制度史学」一〇五号、一九八四年一〇月)、布川弘「日露戦後の農村社会と地域支配」(「神戸大学史学年報」三三号、一九八八年)、住友陽文「形成期青年会の論理と展開」(「日本史研究」三四〇号、一九九〇年二月)、飯塚一幸「近代日本の青年団体―京都府丹後地域を事例に―」(「史林」七五巻一号、一九九二年一月)。
- (3) 前掲飯塚「近代日本の青年団体―京都府丹後地域を事例に―」四〇頁。
- (4) 内務省地方局編「三十七八年地方経営大観」(一九〇七年三月刊)。

- (5) 熊谷辰治郎「大日本青年団史」(一九四二年) 一九七頁。
- (6) 一九〇六年一月二〇日付「官報」。
- (7) 大霞会編「内務省史」第二卷(原書房、一九八〇年) 四六二頁。
- (8) 内務省「増補地方自治の指針」(一九〇六年三月)。
- (9) 大島美津子「地方制度(法体制確立期)」(講座日本近代法発達史8) 勁草書房、一九五九年。
- (10) 「自治体と地方各団体との連絡」(「新民」一九〇八年四月) 七三頁。
- (11) 床次竹二郎「地方自治の現在及び将来」(「新民」一九〇七年一月) 二四〜二五頁。
- (12) 「道徳と産業」(「新民」一九〇七年九月) 一頁。
- (13) 報徳社思想に基づく地方改良運動において、農商務省が積極的ではない理由として、報徳社に対する内務省と農商務省の観点の対立があった。内務省は報徳社の事業的側面とともに報徳思想を利用しようとしたが、農商務省は報徳社を産業組合として利用しようとした(江守五夫「地方改良運動における村落共同体の再編成―明治期模範村の実態調査をとおして―」(高橋幸八郎編「日本近代化の研究上」東京大学出版会、一九七二年)。
- (14) 「内務省史」第一卷、二九二頁。
- (15) 「戊申詔書と国運の発展」(「新民」一九〇九年一月) 六頁。
- (16) 「戊申詔書に関する通牒」(「新民」一九〇九年三月) 七九頁。
- (17) 「地方改良事業の骨子」(「新民」一九一一年八月) 四〜六頁。
- (18) 一木喜徳郎「地方民政の要綱」(「新民」一九一一年八月) 四八頁。
- (19) 「地方自治と青年団体」(「原敬関係文書」第七卷) 六八五頁。
- (20) 「内務省史」第四卷、三五七頁。
- (21) ①奈良原添上郡帯解青年会：圓照寺街道の修築と特別大練習への協力。

- ②東京府南足立郡青年果樹会：果樹栽培による農事改良。③東京府南足立郡千住青物市場青年会：有益趣味の書籍雜誌購入と飲酒・賭博の禁止、小学校に桜樹五十本を寄付。④石川県石川郡林中村青年会：冠婚葬祭の費用を節約して学校基本財産に寄付。⑤山梨県北巨摩郡篠尾青年会：共同勤労による共同貯金。⑥山梨県南都留郡道志村善ノ木青年団：賭博の親分を青年会の顧問にして矯風改善、共同の道路修繕、産業振興で間接に租税完納奨励など。⑦鳥根県八束郡熊野村青年会：実業補習学校を設置し、規約を設けて普通学、農学、法律、経済の大意を講習。また講話、品評会、視察団派遣の実業奨励、水火の予防、道路修繕などの公共事業、風紀改善、共同貯金。⑧愛知県豊田郡東宿青年会：青年夜学会設置、信用組合設置、敬老会を起す。⑨栃木県安蘇郡新合村大字閑馬青年同志会：夜学会、副業生産品品評会、共同貯蓄組合、公共事業の補助(尋常高等小学校新築敷地の地均並に土堤の築造、校庭植木の寄附植付、村基本林植樹の補助)。⑩京都府加佐郡河守上村二俣青年夜学会：青年夜学会を奨励して義務教育場のようにしたこと。また風俗改善、小学校の改築に際して寄付(内務省地方局「地方改良実例」一九一二年三月)。
- (22) 前掲宮地「日露戦後政治史の研究」四六〜六九頁。
- (23) 潮恵之輔「青年団の指導監督」(「第三回地方改良事業講演集」一九一一年二月) 二三八頁。
- (24) 一八八〇年代から一八九〇年代にかけて、就学率は四〇〜七〇%台(男子のみについていえば五〇〜八〇%台)に達したが、卒業者は長期欠席もあって、実際の小学教育はそれほど成果をあげているとは言えない状態であった(鹿野政直「戦後経営と農村教育―日露戦争後の青年団運動について―」「思想」五二二号、一九六七年)。
- (25) 中川望「農村自治と青年団体」(「新民」一九〇八年三月) 一七頁。

- (26) 「今日外国などの様子を見ますに、自治体に幾多の紊亂が起るのを救済する策としては、到底所謂自治訓育で往くより外ない、根本の救済は是に拠るより外ないのであります、随分立派な学者が、子供や婦人などが読む為に自治教育的の著書を出されたものもありますし、或は学校などに於て害虫の駆除をやらして見たり、或は道路の掃除をやらして見たり、殊に進んだものになると、学校の中に自治の組織を拵へて、職員と生徒を組合はして、市長とか、市参事会とか、或は警察の係とか、衛生係とかいふものを作つて、成るべく自治を習はせ、さうして市町村の、ことを愛護する思想を注入し、又其事務を習熟させるやうな方法を講じて居るやうであります。是は必ずしも外国ばかりの事ではない、日本の今後に於て一層甚しく必要であらうと思ひますか、青年会などが幸ひに出来ず以上は、之が立派な有力な日本の自治訓育の機関と致したいといふ考を有つて居ります」(前掲「第三回地方改良事業講演集」、二二三九頁)。
- (27) 一九〇〇年八月二二日文部省訓令第一〇号「小学校令改正並小学校令施行規則發布ニ関スル件」。
- (28) 福田修「第3次小学校令下における尋常小学校補習科と実業補習学校」(『研究論叢』芸術・体育・教育・心理)四八巻一三号、山口大学教育学部、一九九八年)。
- (29) 一九〇二年一月一五日文部省訓令第一号「実業補習学校規程ニ関スル件」。
- (30) 『教育公報』(一九〇五年五月)三八頁。
- (31) 広島県の事例『教育公報』(一九〇五年一月)二五頁、石川県の事例『教育公報』(一九〇五年七月)。
- (32) 『教育公報』(一九〇五年五月)四〇頁。
- (33) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第七卷(一九七四年)五九六頁。
- (34) 『教育時論』(一九〇五年八月一日)三二頁。
- (35) 同右、二六頁。
- (36) 同右、三一頁。
- (37) 『教育時論』(一九〇五年八月二五日)二二頁。
- (38) 同右、二二頁。
- (39) 山本龍之助『地方青年団体』(一九一一年)二七八〜二七九頁。
- (40) 『教育時論』(一九〇五年八月二五日)三五頁。
- (41) 全国農事会『中央農事報』(一九〇五年一月)二六頁。
- (42) 「文部省通俗教育調査会(上)」(『教育時論』一九〇五年二月二五日)三五頁。
- (43) 同右、三五頁。
- (44) 田沢義鋪『青年団の使命』(『田沢義鋪選集』)三〇〇頁。
- (45) 「文部省通俗教育調査会(下)」(『教育時論』一九〇五年二月二五日)三五頁。
- (46) 「政友」(八五号、一九〇七年五月)三七頁。
- (47) 手島精一「地方改良事業に関する教育上の雑感」(内務省地方局編『地方改良事業講演集』下巻、一九〇七年)。
- (48) 「実業補習教科程改正」(『教育時論』一九〇七年二月五日)三四頁。
- (49) 内務省地方局編『地方自治要鑑』(一九〇七年)六七〜八頁、内務省地方局編『第二回三回地方改良事業講演集』上巻(一九一一年)六六〜六九頁。
- (50) 村田宇一郎『学校中心の自治民育要義』(一九一〇年、賣文館)一〜二頁。

(51) 模範事例がもつ特殊性、すなわち生野村の潤沢な教育財政は、模範として利用されるときにはあまり注目されない。本稿も模範の側面から事例を検討するので模範の過程より結果のみを重要な問題として扱う。

(52) 前掲村田「学校中心の自治民育要義」、二九〇～三九五頁参照。

(53) 『教育時論』(一九〇九年一月五日)三七頁。

(54) 山崎達之助(文部省参事官)「青年団体に就て」(『模範青年団』一九一〇年六月初版、一九一三年四月増補五版)一一頁。

(55) 『教育時論』(一九一〇年四月一日)四五頁。

(56) 小松原英太郎(文部大臣)「青年団体は一国道義の中枢也」(『新民』一九一〇年四月)四頁。

(57) 針塚長太郎(文部省視学官)「報徳と農業教育」(『新民』一九〇九年一〇月)四七頁。

(58) 倉内史郎「明治末期社会教育観の研究―通俗教育調査委員会成立期―」(野間教育研究所紀要第二〇集、講談社 一九六一年)一〇頁。

(59) 針塚長太郎「報徳と農業教育」(『新民』一九〇九年一〇月)四六～四七頁。

(60) 一九一〇年二月二十五日貴族院予算委員会第三分科会議での久保田讓の発言(『貴族院委員会速記録 第二十六議會』)一四〇頁。

(61) 一九一〇年二月二十五日貴族院予算委員会第三分科会議での内務大臣平田東助の発言(『貴族院委員会速記録 第二十六議會』)一四〇頁。

(62) 一九一一年二月二十五日貴族院予算委員会第三分科会議での久保田讓の発言(『貴族院委員会速記録 第二十七議會』)二〇一頁。

(63) 一九一一年二月二十五日貴族院予算委員会第三分科会議での内務大臣平田東助の発言(『貴族院委員会速記録 第二十七議會』)二〇一頁。

(64) 内務省地方局『地方改良事業講演集』(一九〇九年二月)五〇四頁。

(65) 前掲『第三回地方改良事業講演集』、二三〇～二三六頁。

(66) 一九一〇年二月二十五日貴族院予算委員会第三分科会議での内務大臣平田東助の発言参考(『貴族院委員会速記録 第二十六議會』)一四〇頁。